

判例を理解すれば、実務における法解釈の筋道が分かる！

刑事法の「いま」を知る――

刑事法

判例の

The forefront of criminal law precedents

最前線

日本大学大学院法務研究科教授

前田 雅英 著

A5判 三三六頁

定価(本体二七〇〇円+税)

ISBN978-4-8090-1401-7
C3032 ¥2700E

詳しくは
こちら！



現在の法解釈、世論、世相などを映す鏡、それが「判例」です。年間一万人近い実務家に講義をする著者が、現在、法律がどのように解釈・運用されているのか、社会と法の意識がどのように変わってきたのか、最新の重要判例を基に解説します。

「判旨」と「解説」を読み込めば、昇任試験対策も万全！

近時の動向や核となる考え方にFocus！

第1講 罪刑法定主義と構成要件の実質的解釈

Focus

刑罰法規を明確に定めて、恣意的に解釈されたのでは意味がない。類推解釈の禁止が要請されている。しかし他方で、形式的な文理解釈だけでは、刑法を具体的に運用できない。そして、裁判時点での国民の規範意識を離れた刑事司法制度は、有効に機能し得ない。規範意識を、議会（選挙）のみを通して吸い上げることが合理的だとは思われないし、そのようなことは不可能である。犯罪や刑罰の制度を国民から見ても妥当なものとするには、刑事司法関与者が、罪刑法定主義の民主主義的機能を担うことが肝要である。法律家は、「現代社会における国民の考え」を理解し得る存在でなければならない。

1 構成要件解釈の限界 ―ストーカー規制法の解釈

東京高判平成24年1月18日（判時2199-142、判夕1399-368）
上告棄却により確定

事実

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の構成要件解釈が争われた。被告人Xは、被害者Aと同じ会社に勤務

判旨

東京高裁は、「見張り」行為について、次のように判示した。

「一般に、『見張り』とは、主に視覚等の感覚器官によって対象の動静を観察する行為をいうことができ、したがって、本法所定の『見張り』にも、その性質上ある程度の継続的性質が伴うというべきであり、本法に関する警察庁生活安全局長通達『ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）』（平成21年3月30日）も、『見張り』とは、一定時間継続的に動静を見守ることをいう。」として、『見張り』

解説

1 ストーカー行為処罰の合憲性

ストーカー事案の認知件数は年々増加し、平成25年にはストーカー規制法の施行後初めて2万件を超えたほか、ストーカー事案の検挙件数、警告・禁止命令等の件数のいずれも法施行後最多を記録した。そして、平成25年6月、ストーカー規制法が改正され、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加され、禁止命令等を行うことができるようになるなど、実態を踏まえた法改正が行われ、さらに平成28年に、2条2項が3項に繰り下がるなどの改正が加えられた。

しかし、平成25年10月に東京都三鷹市で発生した女子高校生被害殺人事件等を始めとして重大事案が相次いで発生し、国民から一層強いストーカー問題へ

はしがき（抜粋）

法律学とは、過去の蓄積、そしてそれが「発酵」したところから学ぶところの多い学問かもしれないが、一方で法の理論も変化していく。「法」とは、理論を踏まえながらも、法を必要とする社会の要請に応ずるものでなければならないからである。その意味では、法の変化の最前線を意識することが何より重要だともいえる。そして、「最前線」は、法理論研究の発展や立法の変化にも存在するが、法の変化は、圧倒的に判例を通して認識されることが多い。

本書は、刑事法の領域で登場してきた判例を分析することにより、「法解釈」の最前線を把握しようとするものである。判例そのものの変化の紹介ではなく、変化の根底にあるものを、明らかにしようとするつもりである。

刑法、刑事訴訟法にまたがり、多岐にわたる論点を検討するが、まさにそのことにより、現在の刑事法解釈のフロントラインが明らかになると考えている。

令和元年5月

前田 雅英

東京法令出版

刑法総論、刑法各論、刑事訴訟法の重要判例を1冊に集約!

目次(抜粋)

I 刑法総論(登載判例16件)

- 第1講 罪法定主義と構成要件の實質的解釈
- 構成要件解釈の限界
 - 一 ストーカー規制法の解釈
- 第2講 構成要件と違法性
- 主観的超過要素
 - 一 行為者の性的意図の満足と強制わいせつ罪の成否
- 第3講 未遂犯
- 実行の着手時期
- 第4講 故意と錯誤
- 薬物の認識と故意の認定
- 第5講 現代社会の過失犯
- 過失不作爲犯と作爲義務
- 第6講 違法性阻却事由
- 侵害の予見と急迫性
- 第7講 責任能力の最前線
- 責任能力の総合判定
- 第8講 共犯論
- 承継的共同正犯
- 第9講 刑罰論
- 1人を殺害しても死刑になる場合

II 刑法各論(登載判例14件)

- 第1講 生命身体に対する罪
- 傷害の意義
 - 一 医学の進歩と概念の相対性
- 第2講 業務に対する罪
- 犯行予告による警察官の出動と業務妨害罪
- 第3講 財産に対する罪
- 詐欺罪の着手時期
- 第4講 偽造の罪
- 公正証書原本不実記録罪の「虚偽の申立て」と暴力団排除
- 第5講 風俗秩序に対する罪
- 刑法175条の「頒布」の意義と犯罪実行場所
- 第6講 公務に対する罪
- 公務執行妨害罪と職務の適法性
- 第7講 犯人蔵匿・証拠偽造罪
- 犯人隠避罪

III 刑事訴訟法(登載判例12件)

- 第1講 任意捜査と強制捜査一留め置き
- 第2講 「留め置き二分論」に消極的な判例
- 第3講 いわゆるGPS捜査の合憲性
- 第4講 DNAサンプル採取目的を秘して行った行為の強制処分性
- 第5講 所持品検査の適法性
- 第6講 罪証隠滅のおそれと勾留請求却下
- 第7講 接見交通の秘密性の確保と弁護活動
- 第8講 抽象的事実の錯誤と訴因変更の要否
- 第9講 税関の検査によって得られた証拠と令状主義
- 第10講 DNA型鑑定
- 第11講 違法収集証拠排除と違法な自白から得られた二次証拠
- 第12講 捜査状況報告書の証拠能力
- 判例索引

多忙時や決裁時に役立つ判例索引も登載

好評発売中! 前田先生の法解釈がよく分かる1冊!



刑事法の要点

■A5判 ■136頁
 ■定価(本体1,080円+税)
 ISBN978-4-8090-1374-4 C3032 ¥1080E

社会情勢の変化に伴う刑事法理論の変遷を概観。
 刑法・刑事訴訟法が、どのような社会背景や考え方に基づくものか分かります。

詳しくはこちら!



前田先生の「最新 刑事判例研究」好評連載中!



月刊誌 捜査研究

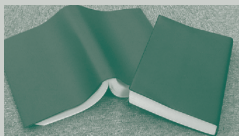
■A5判 ■128頁
 ■毎月15日発行
 ■定価(本体880円+税)

最新の捜査実務を知ることができる月刊誌。
 第一線で活躍する実務家らが記事を執筆。

詳しくはこちら!



オリジナルブックカバー



- ◆A5判サイズ ピニール製(縦210ミリ×横148ミリ)
- ◆定価(本体300円+税) ◆厚さ3cmの書籍まで対応可
- ☆黒色ピニールカバーで書名、表紙を他人の視線からブロック。
- ☆耐久性が高く、幅広い用途に使用可能。価格もリーズナブル。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



申込書

刑事法判例の最前線 定価(本体2,700円+税) [コード13348]	申込	部	オリジナルブックカバー 定価(本体300円+税) [コード12884]	送料は実費、購入金額合計3,000円(税込)以上、又は新規定期購読の月刊誌はサービス
刑事法の要点 定価(本体1,080円+税) [コード13037]	申込	部		
月刊誌 捜査研究 定価(本体880円+税) [コード97]	月号から新規購読	部		

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

お取扱者(自署) (TEL - -)

お届け先住所 〒

団体名 部署名 公用 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL:026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版 受注センター
 〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923
 TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード		<input type="checkbox"/> 納品済	入力印 チェック
	得意先コード		<input type="checkbox"/> 請求済	
	在庫	ラベル	〒	